

放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律要綱

傍線部分は平成二十五年十二月二十日に施行することとする部分

二重線部分は平成二十六年六月一日に施行することとする部分

破線部分は平成二十七年六月一日に施行することとする部分

波線部分は平成二十五年十二月二十日又は平成二十七年六月一日に施行することとする部分

第一 大気汚染防止法の一部改正（第一条関係）

一 放射性物質による大気の汚染及びその防止については適用しないこととする規定を削除すること。

二 環境大臣は、放射性物質による大気の汚染の状況を常時監視し、その状況を公表するものとする。

第二 水質汚濁防止法の一部改正（第二条関係）

一 放射性物質による水質の汚濁及びその防止については適用しないこととする規定を削除すること。

二 環境大臣は、放射性物質による公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を常時監視し、その状況を公表するものとする。

第三 南極地域の環境の保護に関する法律の一部改正（第三条関係）

放射性物質による南極地域の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染並びにそれらの防止のための措置については適用しないこととする規定を削除すること。

第四 環境影響評価法の一部改正（第四条関係）

放射性物質による大気汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染については適用しないこととする規定を削除すること。

第五 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、第三は公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から、第四は公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

（附則第一条関係）

- 二 この法律の施行に伴う所要の経過措置を規定すること。(附則第二条及び第三条関係)
- 三 関係法律について所要の改正を行うものとする事。(附則第四条から第七条まで関係)